

ちょっと気になるデータ解説

育児休業制度と育児支援施策の進展

本年7月に公表された厚生労働省実施「平成21年度雇用均等基本調査」で、これまで概ね上昇してきた女性の育児休業取得率が低下したことが明らかになった。08年秋以降の景気悪化がその要因であると報道されている。その一方で、育児休業制度や育児支援施策については環境整備が進んでおり、同調査結果からもそれを確認できる。

平成21年度雇用均等基本調査・事業所調査(1)によると、09年度の女性の育児休業取得率は85.6%であり、前年度(90.6%)と比べて5.0ポイント低下した(2)。調査結果に関する報道では、取得率低下の背景として景気悪化があげられ、とくに小規模事業所での取得率低下(育児休業を取らずに働いた女性が増加したことによる)が要因として指摘されている。09年度の取得率を事業所規模別にみると、5～29人規模では72.8%で、前年度の93.4%から大きく低下している。これに対し、30人以上規模では91.2%で、前年度(89.0%)と比べ上昇している。女性の育児休業取得率は、過去10余年では、96年度の49.1%から昨年度まで上昇を続けていた(図)。なお、09年度の男性の育児休業取得率は1.72%であり、前年度(1.23%)と比べ上昇した。

同調査によると、育児休業の制度面については、近年環境整備が進んでいる。育児休業制度の規定が「ある」とする事業所の割合は09年度では68.0%となり、前年度と比べ1.6ポイント上昇した。過去10余年をみると、96年の36.4%から99年に53.5%へと上昇し、02年(61.4%)以降は60%台で上昇しながら推移している。09年度の数字を事業所規模別にみると、5～29人規模では61.2%(前年度61.4%)であ

るのに対し、30人以上規模では89.4%(前年度88.8%)であり、規模による差が大きい。

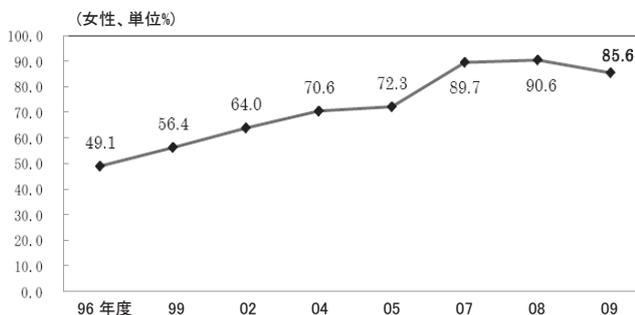
育児支援施策についても、勤務時間短縮などの制度が広まっている。「育児のための勤務時間短縮等の措置の制度」がある事業所の割合は58.6%で、前年度(49.3%)と比べ9.3ポイント上昇した。事業所規模別では、5～29人で51.9%なのに対し、30人以上規模では79.4%(中でも500人以上規模では98.3%)と規模により大きく異なっている。ただし、前年度と比べると、5～29人規模においても6.9ポイント上昇しており(30人以上規模では10.5ポイントの上昇)、導入状況は改善している。

「育児のための勤務時間短縮等の措置」の各種制度の導入状況をみると(複数回答)、「短時間勤務制度」を導入している事業所割合が47.6%(前年度38.9%)、「所定外労働の免除」が40.8%(同26.8%)、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が31.8%(同22.0%)などとなっており、すべての制度で導入割合が上昇している(表)。

主な措置の最長利用可能期間(制度があると回答した事業所を100としたそれぞれの割合)は、「短時間勤務制度」では「3歳に達するまで」が60.2%、「小学校就学の始期に達するまで」が24.9%などとなっており、「小学校就学の始期に達するまで」以上(3)としている事業所割合は36.8%となっている。また、「所定外労働の免除」については、「3歳に達するまで」37.1%、「小学校就学の始期に達するまで」が45.7%であり、「小学校就学の始期に達するまで」以上は57.0%となっている、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」については、「3歳に達するまで」53.4%、「小学校就学の始期に達するまで」が26.9%であり、「小学校就学の始期に達するまで」以上は42.5%となっている。(調査・解析部 主任調査員 吉田和央)

また、「所定外労働の免除」については、「3歳に達するまで」37.1%、「小学校就学の始期に達するまで」が45.7%であり、「小学校就学の始期に達するまで」以上は57.0%となっている、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」については、「3歳に達するまで」53.4%、「小学校就学の始期に達するまで」が26.9%であり、「小学校就学の始期に達するまで」以上は42.5%となっている。(調査・解析部 主任調査員 吉田和央)

図 育児休業取得率の推移



表「育児のための勤務時間短縮等の措置」の各種制度の有無(複数回答)

(事業所割合、%)

制度あり	短時間勤務制度	育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	所定外労働の免除	事業所内託児施設	育児に要する経費の援助	育児休業に準ずる措置
09年度	47.6	13.9	31.8	40.8	2.5	6.3	15.1
08年度	38.9	7.8	22.0	26.8	1.6	4.3	7.5

- (1) 雇用均等基本調査には企業調査と事業所調査がある(調査結果のアウトラインは本誌「注目の統計・指標」参照)。ここで紹介する事業所調査は、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所5,794事業所を対象とし(有効回答率77.8%)、平成21年10月1日現在の状況を聞いている。
- (2) 育児休業取得率は、調査前年度1年間の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む)の割合を示すものである。
- (3) 「小学校就学の始期に達するまで」以上は、「小学校就学の始期に達するまで」、「小学校入学～小学校3年生(または9歳)まで」、「小学校4年生～小学校卒業(または12歳)まで」、および「小学校卒業以降も利用可能」の合計である。